最終更新日：2021年1月29日
フロイント産業株式会社
代表取締役社長　伏島　巌
問合せ先：取締役経営企画本部長　若井　正雄　TEL:03-6890-0750
証券コード：6312
http://www.freund.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は企業理念「創造力で未来を拓く(登録商標)」のもと、経営ビジョンである“世界中の人々の医療と健康の未来に貢献し、豊かな生活と食の安全・安心を支える技術を生み出し、育成していくこと”の具現化に向け事業活動を行っています。公正で適正な競争を通じて、お客さまの役に立つ製品やサービスを提供し、適正な利益を追及するプロセスを通して企業価値を高めていくことを目指しております。
そのためには、コーポレート・ガバナンス体制を充実・強化することにより、株主・投資家をはじめ、あらゆるステークホルダーとの関係を深め、価値ある企業として信頼を得ていくことが重要な経営課題であると考えております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社はJASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

(1)　株主の権利・平等性の確保
当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主に十分に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を進めていきます。IR情報に関しましては、当社ホームページにて、日・英文での発信等により権利行使・平等性の確保に努めております。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社は、企業価値を財務的価値のみならず、これと密接な関係にある社会的価値の総和として捉え、顧客、取引先、会社、社員、株主など、各ステークホルダーに対し、適切な協働を実践していきます。また、取締役会・経営陣は、コンプライアンスを最優先とし、全てのステークホルダーを尊重し協働する企業風土の実現に向けて、リーダーシップを発揮していきます。

(3)適切な情報開示と透明性の確保
当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、適時・適切な説明を行うべく、経営陣自らバランスの取れた、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでいきます。開示内容に関しましては原則として、日・英文で同様のものを開示しております。

(4)取締役会の責務
取締役会は、社外取締役3名を含む計5名で構成され、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率などの改善を図るため、以下をはじめとする役割・責務を適切に果たしていきます。

・長期ビジョンや中期経営計画など、重要な企業戦略を定め、その実行を推進します。
・内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣によるリスクテイクを適切に支えます。

当社は、監査役会設置会社として、監査役の独立性・独任制、常勤監査役といった監査役制度のメリットをいかしつつ、監査役4名全てが独立社外監査役で構成する監査役会により取締役の職務の執行を監査していきます。これらの体制により独立社外役員が高い実効性をもって適切に経営陣をモニタリングしていきます。

(5)株主との対話
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、代表取締役をはじめとした経営陣幹部（役付取締役）などによるさまざまなインベスター・リレーションズ活動、シェアホルダー・リレーションズ活動により、株主との間で建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）を推進していきます。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
㈱伏島揺光社	1,648,000	9.84
伏島　靖豊	1,276,000	7.62
㈱三菱UFJ銀行	836,200	4.99
(株)三井住友銀行	744,000	4.44
(株)大川原製作所	673,600	4.02

PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP(常任代理人シティバンク、エヌ・エイ)	445,600	2.66
フロイント従業員持株会	403,080	2.41
(株) 静岡銀行 (常任代理人日本マスタートラスト信託銀行)	368,000	2.20
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人日本カストディ銀行)	360,000	2.15
伏島　巌	284,000	1.70

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記大株主の状況は、2020年8月31日現在のものであります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	機械
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
真鍋朝彦	公認会計士								△			
中竹竜二	他の会社の出身者											
今田　修	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
真鍋朝彦	○	当社の会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人の出身であります。	公認会計士の資格を有しており、かつ当社事業に関する知見を有し、経営全般に優れた見識を兼ね備えており、取締役会で幅広い見地から積極的に発言を行う等、経営監督能力を十分に発揮していることから。社外取締役として選任いたしました。 また、同氏については、上記hに該当しておりますが、当社の定める社外役員の独立性に関する基準（独立役員関係参照）のすべての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。

中竹竜二	○	―――	経営全般に優れた見識を兼ね備えており、取締役会で幅広い見地から積極的に発言を行う等、経営監督能力を十分に発揮していることから、社外取締役として選任いたしました。 また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準（独立役員関係参照）のすべての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。
今田　修	○	―――	経営全般に優れた見識を兼ね備えており、取締役会で幅広い見地から積極的に発言を行う等、経営監督能力を十分に発揮していることから、社外取締役として選任いたしました。また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準（独立役員関係参照）のすべての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査については、監査役4名（独立役員である社外監査役4名、うち1名は常勤監査役）が原則として月1回開催される監査役会で討議し、承認された監査方針及び計画に基づいて、取締役会、経営会議の他、各種重要会議にも積極的に出席、代表取締役との定例会合を開催し、また主要事業所の調査等を通して、取締役の職務執行、内部統制システムの構築・運用状況等について監査しております。
また、監査役会は会計監査人と四半期ごとに定期会合を持ち、会計監査の結果及び取締役の行為の適法性について確認しております。

内部監査につきましては、社長直轄の内部監査室（専任者2名）が計画に沿って内部監査を実施し、各執行部門の業務の遂行状況を確認し、問題点の指摘及び改善への助言を行っております。内部監査室は監査役会、取締役会に監査計画、監査結果の報告をするとともに、常勤監査役が監査に同行しております。内部監査室は会計監査人とも情報を共有する等により相互連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平野　栄	他の会社の出身者													
佐藤　光昭	他の会社の出身者													
菅原　正則	他の会社の出身者													
泉本　小夜子	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野　栄	○	―――	長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務及び会計に関する知見及び経営全般に優れた見識を有していることから、社外監査役として選任いたしました。 また、同氏については、当社の定める社外役員の独立性に関する基準（独立役員関係参照）のすべての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。
佐藤　光昭	○	―――	長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務及び会計に関する豊富な見識を有していることから、社外監査役に選任いたしました。 また、同氏については、当社の定める社外役員の独立性に関する基準（独立役員関係参照）のすべての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。
菅原　正則	○	―――	長年にわたる経理部門及び監査業務の経験を有しており、財務及び会計に関する豊富な見識を有していることから、社外監査役に選任いたしました。 また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準（独立役員関係参照）のすべての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。
泉本　小夜子	○	―――	長年にわたる公認会計士の経験と、財務及び会計に関する豊富な見識を有していることから、社外監査役に選任いたしました。 また、同氏については、当社の定める社外役員の独立性に関する基準（独立役員関係参照）のすべての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	7名

その他独立役員に関する事項

当社は、次のとおり、「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

1．(1)当社又はその子会社の業務執行取締役、執行役員又は支配人その他の使用人(以下「業務執行者」という。)ではなく、かつ、その就任の前10年間において当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと。
　(2)その就任の前10年以内のいずれかの時において当社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者(業務執行者であったことがあるものを除く。)にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任前10年間において当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと。

2．(1)当社若しくはその主要会社(注1)を主要な取引先(注2)とする者又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間においてその業務執行者ではなかったこと。
　(2)当社若しくはその主要会社の主要な取引先又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間においてその業務執行者ではなかったこと。

3．コンサルタント、会計専門家又は法律専門家については、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているものではなく、当社を主要な取引先(注3)とする会計・法律事務所等の社員等ではないこと。

4．当社若しくはその子会社の取締役、執行役員又は上記2、3の要件に基づき当社からの独立性が確保されていないと判断するものの配偶者又は二親等内の親族ではないこと。

5．当社の現在の主要株主(注4)又はその業務執行者ではないこと。

6．当社又はその子会社の監査法人又は当該監査法人の社員等ではなく、過去3年間、当該社員等として当社又はその子会社の監査業務を担当したことがないこと。

(注1)主要会社
（FREUND-VECTOR　CORPORATION、フロイント･ターボ株式会社)
(注2)年間連結売上高の2％以上を基準に判定
(注3)年間売上高の2％以上を基準に判定
(注4)総議決権の10％以上を保有する株主

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

連結業績の達成度や中期経営計画に掲げる経営目標の達成度合いを織り込んだ客観的かつ透明性の高い取締役報酬制度の導入を検討したいと考えています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬及び監査役報酬は、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度を定めております。各取締役の報酬額は、取締役会の決議に基づき、各監査役の報酬額は監査役会の協議により決定いたします。

第56期（2020年2月期）取締役及び監査役の報酬等の額
取締役　6名　57百万円
監査役　5名　16百万円
上記のうち社外取締役3名、社外監査役4名の報酬等の合計額は27百万円です。

使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)　1名　2百万円

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員の専従スタッフは配置しておりませんが、内部監査室及び管理統轄部門との連携を図っており、取締役会資料は事前に配布され、必要な場合は事前に説明があります。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

1．取締役会は5名の取締役（うち、3名社外取締役）により構成され、原則として毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令、定款及び「取締役会規程」に基づき、重要な業務上の意思決定を合理的かつ効率的に行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。

2．監査役会は、4名の社外監査役（うち、1名は常勤監査役）から構成され、法令、定款及び「監査役会規程」に基づき、取締役会等の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類の閲覧や主要な事業所の調査等をとおして取締役の業務執行状況を厳正に監査しております。

3．経営会議は11名の執行役員をメンバーとして、取締役会の監督のもと「経営会議規程」に基づき、機動的な業務執行の決定と推進を行っております。なお、執行役員には子会社社長2名を含み、グループ経営の実効性強化に努めております。

4．当社はＥＹ新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会社法並びに金融商品取引法に基づく監査を受けております。
第56期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は以下の通りです。

・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　野本　博之
指定有限責任社員　業務執行社員　宇田川　聡
・会計監査業務にかかる補助者の構成
公認会計士　　5名
会計士試験合格者等　6名
その他　　11名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役の比重の高い取締役会が適切な経営監督機能を発揮するとともに、取締役会から独立した監査役会が社外監査役による公正な監査機能を果たすことにより、健全で効率的なコーポレート・ガバナンス機能が発揮できることから、監査役会設置会社としております。さらに、執行役員制度・経営会議の導入により、経営監督機能と執行機能の役割分担を明確化し、機動的で効率的な経営体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「適時・公平」を基本方針とする情報開示については、2017年3月に「フロイントグループのディスクロージャーポリシー」「IR活動の方針」を制定しました。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第56期（2020年2月期）において、当社社長、経営陣及び経営企画部による個人投資家説明会を全国6都市、計9回実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第56期（2020年2月期）において、当社社長・経営陣による機関投資家・アナリスト向け説明会を第2四半期・期末に実施し、スモールミーティングを第1四半期及び第3四半期に実施しております。また、機関投資家との個別ミィーティングを69回実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家との個別ミーティングを実施（テレホンコンフェレンス含む）しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「フロイント・レポート」「決算短信」「決算説明会資料」「FACT BOOK」「FACT SHEET」（各資料 日・英版）を掲載しております。 URL 日本語版 http://www.freund.co.jp/ir/ 英語版 http://www.freund.co.jp/english/	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役経営企画本部長を広報・IR担当役員に任命し、IR担当部署として経営企画部を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	創造力で未来を拓く(登録商標)」を社是とする当社グループは、研究開発型企業として、製剤技術を基盤に開発した製剤機械、医薬品添加剤を医薬品・食品メーカーに提供することで、人々の健康、食の安全・安心の向上に貢献しております。当社グループと利害関係のある全てのステークホルダーとの関係において、法令遵守や法に則ったガバナンス体制の構築、強化を着実に進めつつ、「フロイントグループ企業行動規範」を制定し、経営陣から従業員にいたるまで、当社グループを構成するすべての者が、当社の社会的存在意義を認識し、倫理観ある行動に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家に対し財務内容や事業活動状況等の会社情報を適時・適切に開示し、正確な理解が得られるように努めております。また、開示内容については当社ホームページにも掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は以下のとおり、「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。

1．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社グループ各社の取締役及び従業員は、「フロイントグループ企業行動規範」に基づき、法令遵守に止まらず、企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動する。
・「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社グループのコンプライアンス活動を推進する。
・コンプライアンスに関する当社グループの内部通報窓口を社内外に設置し、問題の早期発見とその解消に努める。通報者には匿名性の確保の他、不利益な取り扱いがないよう厳に徹底するものとする。
・内部監査室は、当社グループの各業務の適法性及び社内規程に基づく業務執行の状況について監査を行い、取締役会に報告する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・「文書管理規程」等の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、適切に保存し管理する。
・取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧することが出来る。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社グループの必要なリスク管理体制及び管理手法を整備するとともに、リスクを総括に管理する。
・各部門、各子会社においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。
・内部監査室は、当社グループのリスク管理状況について監査を行い、取締役会に報告する。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・業務執行を効率的に行うために執行役員を置く。
・経営会議を設置し、経営方針や経営計画その他業務執行に関する重要事項を検討する。
・取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に推進するため、必要に応じて各種委員会を設置する。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の会社への報告体制
・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と経営に影響を及ぼす重要事項について迅速な報告を求める。
(2)子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保する体制
・「職務権限規程」に基づき、子会社における経営上の重要事項については当社取締役会で協議するとともに、子会社社長が経営会議に参加することによりグループ経営の充実を図る。
・業務運営面においては、当社の各関係部署が連携し、経営サポートを行う。

6．当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき従業員を置くものとする。
(2)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の職務を補助する従業員に対する指揮命令権限は、監査役または監査役会に帰属するものとする。
(3)当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役の職務を補助する従業員に対する人事考課及び人事異動は、あらかじめ監査役の同意を要するものとする。
(4)当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・当社グループの取締役及び執行役員は、監査役に対してその職務の執行状況を取締役会等の重要な会議において定期的に報告を行うほか、必要に応じて随時かつ遅滞なく報告を行う。
・監査役が当社グループの業務及び財産を調査する場合は、当社グループの取締役及び従業員は、的確かつ速やかに対応する。
・以下のような緊急事態が発生した場合、当社グループの取締役及び従業員は、可及的速やかに監査役に対し報告する。
　(イ)当社或いはグループの信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
　(ロ)当社或いはグループの業績に大きな悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
・内部通報窓口への通報状況については監査役に報告する。
(5)監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
・当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
(6)監査役の執務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役がその職務執行について必要な費用の前払い等を当社に請求したときは、速やかにその支払を行う。

7．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行う。
・内部監査室は、各事業年度の内部監査計画の策定に際して、事前に監査役や会計監査人と情報交換を行うとともに、内部監査結果等については、情報共有を図る。
・監査役は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

8．財務報告の信頼性を確保するための体制
・財務報告の信頼性を確保するために、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスについて、内部統制委員会の方針に基づき改善及び文書化を行い、内部監査室がこれらの有効性の評価を行う。

内部統制システムの整備状況
1. 2007年5月、上記の基本方針に基づき、「フロイントグループ企業行動規範」を定め、グループ各社のトップをはじめとする経営陣は、同規範を率先垂範し、周知徹底を図るとともに、社内外の声を常時把握し、社内体制を整備することを表明。
2. 代表取締役は、管理統括部門担当執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し（コンプライアンス担当役員）、当該役員のもと管理統括部門がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
3.「フロイントグループ企業行動規範」制定の機会を捉え、役職員が重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見し、何らかの事情で通常の職制では報告出来ない場合、コンプライアンス担当役員或いは顧問弁護士へ報告する『内部通報制度』を導入。
通報者の希望により匿名性を守秘するとともに、通報者に不利益な取り扱いがないことを保証している。
4. 企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処するため管理統括部門担当取締役を危機管理責任者に任命し、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的に管理している。
5. 情報資産を種々の脅威から適切に保護することを目的として「情報セキュリティポリシー」を制定。管理統括部門長をシステム総括管理者に任命し、役職員の職務の執行に係る情報の保有及び管理に関する体制を整備している。
6. 監査役・内部監査室は連携して内部統制システム構築に向けた取り組み状況を監査法人との定期的な意見交換の場を利用して報告している。
7. 海外子会社を含むグループとしての内部監査の在り方を検討し、有効かつ適切な監査環境を構築しなければならないと考えている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、断固として対決することを基本方針とし、これを当社グループ共通の企業行動規範に明記して全社員に周知徹底する。
2. コーポレート本部を対応統括部署とし、警察や外部専門機関と常に連携し、組織的に対応する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

———

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

———

当社のコーポレート･ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。

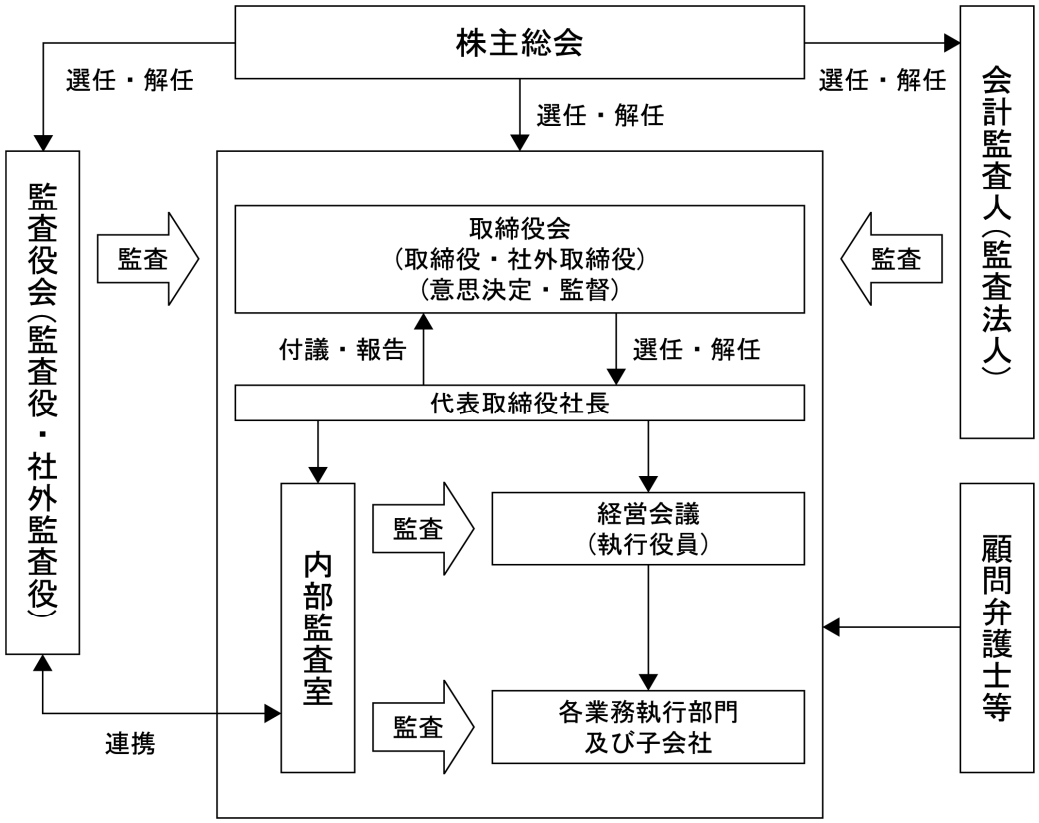

<u>会社情報の適時開示の流れ</u>

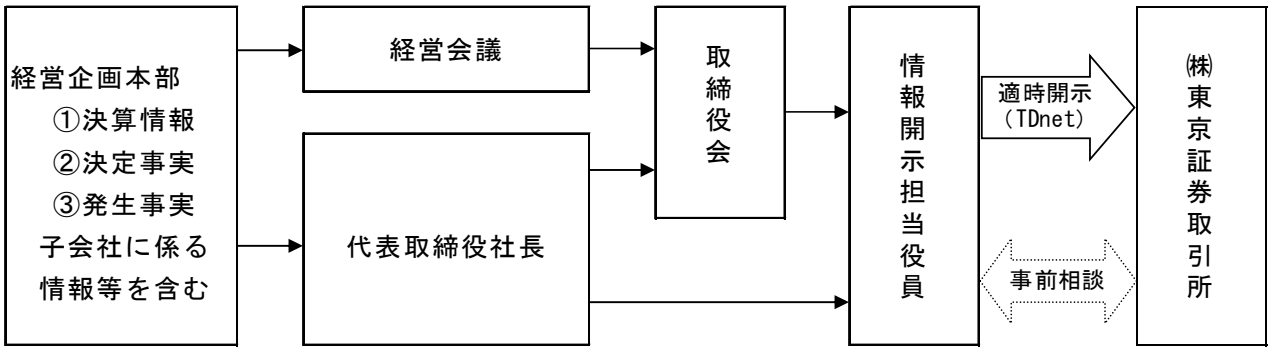

当社では適時開示に際しては、経営企画本部を窓口とし、以下の体制により対応しております。

１．適時開示の担当部署

当社および当子会社に関し、適時開示の対象となる会社情報の集約・管理は、取締役経営企画本部長が行います。

２．適時開示の要否判定

集約された会社情報に関し、社内(代表取締役、取締役会、経営会議など)にて検討するとともに、必要に応じ㈱東京証券取引所との事前相談のうえ、開示の要否を判定します。

３．㈱東京証券取引所等への適時開示

情報開示担当役員は、①決算情報および②決定事実については代表取締役へ報告し、取締役会承認後遅滞なく適時開示を行います。

③発生事実については代表取締役の指揮のもと、発生後遅滞なく適時開示を行います。